

大和市告示第157号

大和市がん検診推進事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成27年7月31日

大和市長 大 木 哲

大和市がん検診推進事業実施要綱の一部を改正する要綱

大和市がん検診推進事業実施要綱（平成22年大和市告示第112号）の一部を次のように改正する。

第1条中「平成26年度がん検診推進事業実施要綱（平成26年4月1日健発0401第1号厚生労働省健康局長通知）及び平成26年度働く世代の女性支援のためのがん検診推進事業実施要綱（平成26年4月1日健発0401第6号厚生労働省健康局長通知）」を「平成26年度働く世代の女性支援のためのがん検診未受診者対策緊急支援事業の実施について（平成27年2月4日健発0204第1号厚生労働省健康局長通知）、平成27年度がん検診推進事業の実施について（平成27年4月9日健発0409第9号厚生労働省健康局長通知）及び平成27年度新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業の実施について（平成27年4月9日健発0409第10号厚生労働省健康局長通知）」に改める。

第2条中「子宮頸がん検診、乳がん検診及び大腸がん検診」を「大腸がん検診、子宮頸がん検診及び乳がん検診（視触診及びマンモグラフィ併用）」に改める。

第3条中「次の各号に掲げる検診の区分に従い、それぞれ当該各号」を「別表第1に掲げる検診の種類に応じ、それぞれ同表」に改め、同条各号を削る。

第4条中「に規定する」を「の」に改める。

第5条の見出し中「送付」の次に「等」を加え、同条第1項中「次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げるクーポン券」を「第3条の対象者に大腸がん検診無料クーポン券、子宮頸がん検診無料クーポン券又は乳がん検診無料クーポン券（以下「クーポン券」という。）」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「前項各号に掲げるクーポン券（以下「クーポン券」という。）」を「クーポン券」に、「クーポン送付年度」を「クーポン券送付年度」に改める。

第6条の見出し中「申請」を「交付申請」に改め、同条第1項中「推進事業対象のがん検診無料クーポン券交付申請書」を「大和市がん検診推進事業無料クーポン券交付申請書」に改め、同条第3項中「第1項又は前項の申請に基づき」を「交付申請書の提出があった場合において」に改める。

第7条中「作成し、」の次に「次に掲げる対象者に」を加え、「対象者に」を削り、同条ただし書を削り、同条各号を次のように改める。

(1) 大腸がん検診の対象者

(2) 子宮頸がん検診の対象者で、別表第1に掲げる年齢区分が19歳及び20歳のもの

(3) 乳がん検診（視触診及びマンモグラフィ併用）の対象者で、別表第1に掲げる年齢区分が40歳のもの

第8条の見出し中「等」を削り、同条中「、医療法人徳洲会大和徳洲会病院」を削る。

第9条第1項中「及び過年度未受診者」を削り、同条第2項中「及び過年度未受診者」を削り、「運転免許証」の次に「、がん検診受診カード（本市が実施する全てのがん検診を受診するために必要な受診券で、本市が発行したものをいう。）」を加え、「とともに、がん検診受診カード（本市が実施する全てのがん検診を受診するために必要な受診券で、本市が発行したものをいう。）にて」を「ことにより」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 実施機関は、推進事業対象のがん検診を実施するに当たっては、市長が別に定める事項を遵守しなければならない。

第9条第4項中「推進事業対象のがん検診を受診した」及び「及び過年度未受診者」を削り、「検診記録票の控え」を「市長が別に定める検診記録票」に、「記録票等」を「検診記録票」に改める。

第10条を削る。

第11条の見出し中「検診料」を「自己負担額」に改め、同条第1項中「及び過年度未受診者」を削り、「クーポン送付年度の」を「クーポン券送付年度の4月1日から」に、「検診料」を「市長が別に定める額（以下「自己負担額」という。）」に改め、「対して、」の次に「当該」を加え、同条第2項中「規定により、」を「規定による」に、「及び過年度未受診者」を「（以下「申請者」という。）」に、「クーポン送付年度」を「クーポン券送付年度」に、「推進事業対象のがん検診助成申請書」を「大和市がん検診推進事業自己負担額に係る助成金交付申請書」に改め、同条第3項及び第4項を削り、同条に次の3項を加え、同条を第10条とする。

3 市長は、前項の申請書の提出があった場合、その内容を審査し、助成金交付の可否を決定し、交付するときは大和市がん検診推進事業自己負担額に係る助成金交付決定通知書により、交付しないときは大和市がん検診推進事業自己負担額に係る助成金不交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

4 市長は、前項の規定による審査において必要と認めるときは、申請者に対して実施機関が発行した領収書等、申請者が第1項に規定する期間内に受診したことを証明する書類の提出を求めることができる。

5 申請者は、前項の規定による交付決定を受けた場合は、速やかに大和市がん検診推進事業自己

負担額に係る助成金交付請求書により、市長に助成金を請求するものとする。

第12条中「不正の手段又は目的によって申請し、又は助成を受けたものと認めた場合」を「偽りその他の不正の手段により助成金の交付を受け、又は受けようとしたとき」に、「助成の決定」を「助成金の交付決定」に改め、同条を第11条とする。

第13条中「取り扱い」を「取扱い」に改め、同条を第12条とする。

第14条中「別表」を「別表第2」に改め、同条を第13条とする。

第15条の見出しを「(委任)」に改め、同条を第14条とする。

別表中「第14条関係」を「第13条関係」に改め、同表様式の名称及び関係条文の欄を次のように改め、同表を別表第2とする。

様式の名称	関係条文
大腸がん検診無料クーポン券	第5条から第7条まで、第9条及び第10条
子宮頸がん検診無料クーポン券	第5条から第7条まで、第9条及び第10条
乳がん検診無料クーポン券	第5条から第7条まで、第9条及び第10条
大和市がん検診推進事業無料クーポン券交付申請書	第6条
大和市がん検診推進事業自己負担額に係る助成金交付申請書	第10条
大和市がん検診推進事業自己負担額に係る助成金交付決定通知書	第10条
大和市がん検診推進事業自己負担額に係る助成金不交付決定通知書	第10条
大和市がん検診推進事業自己負担額に係る助成金交付請求書	第10条

附則の次に次の1表を加える。

別表第1（第3条関係）

検診の種類	性別等	年齢	生年月日
大腸がん検診	男性及び女性	40歳	昭和49年（1974年）4月2日から 昭和50年（1975年）4月1日まで
		45歳	昭和44年（1969年）4月2日から 昭和45年（1970年）4月1日まで
		50歳	昭和39年（1964年）4月2日から 昭和40年（1965年）4月1日まで
		55歳	昭和34年（1959年）4月2日から 昭和35年（1960年）4月1日まで
		60歳	昭和29年（1954年）4月2日から 昭和30年（1955年）4月1日まで
子宮頸がん検診	女性	19歳	平成7年（1995年）4月2日から 平成8年（1996年）4月1日まで
		20歳	平成6年（1994年）4月2日から 平成7年（1995年）4月1日まで
		21歳	平成5年（1993年）4月2日から 平成6年（1994年）4月1日まで
		23歳	平成3年（1991年）4月2日から 平成4年（1992年）4月1日まで
		25歳	平成元年（1989年）4月2日から 平成2年（1990年）4月1日まで
		27歳	昭和62年（1987年）4月2日から 昭和63年（1988年）4月1日まで
	クーポン券送付年度前5年度間において、当該がん検診の受診記録を確認できない女性	22歳	平成4年（1992年）4月2日から 平成5年（1993年）4月1日まで
		30歳	昭和59年（1984年）4月2日から 昭和60年（1985年）4月1日まで
		32歳	昭和57年（1982年）4月2日から 昭和58年（1983年）4月1日まで
		35歳	昭和54年（1979年）4月2日から 昭和55年（1980年）4月1日まで

		37歳	昭和52年(1977年)4月2日から 昭和53年(1978年)4月1日まで
		40歳	昭和49年(1974年)4月2日から 昭和50年(1975年)4月1日まで
乳がん検診 (視触診及び マンモグラフィ併用)	女性	40歳	昭和49年(1974年)4月2日から 昭和50年(1975年)4月1日まで
		45歳	昭和44年(1969年)4月2日から 昭和45年(1970年)4月1日まで
		50歳	昭和39年(1964年)4月2日から 昭和40年(1965年)4月1日まで
		55歳	昭和34年(1959年)4月2日から 昭和35年(1960年)4月1日まで
	クーポン券送 付年度前5年 度間におい て、当該がん 検診の受診記 録を確認でき ない女性	42歳	昭和47年(1972年)4月2日から 昭和48年(1973年)4月1日まで
		47歳	昭和42年(1967年)4月2日から 昭和43年(1968年)4月1日まで
		52歳	昭和37年(1962年)4月2日から 昭和38年(1963年)4月1日まで
		57歳	昭和32年(1957年)4月2日から 昭和33年(1958年)4月1日まで
		60歳	昭和29年(1954年)4月2日から 昭和30年(1955年)4月1日まで

附 則

この要綱は、平成27年8月1日から施行する。